

令和4年3月吉日

職員 各位

社会福祉法人すみれ会
理事長 前田 章

令和4年度 福祉・介護職員等特定処遇改善に係る支給について

令和4年4月以降のサービス提供分について、介護報酬に含まれる福祉・介護職員等特例処遇改善加算の職員への支給方法は、以下の通りとする。

(対象事業) 共同生活援助、短期入所、生活介護、就労継続支援B型、自立訓練、就労移行支援

(支給対象者) 対象事業所の正規職員
経験・技能のある障害福祉人材に限る

(支給要件) 資格：介護福祉士、社会福祉士、精神保健福祉士 等
経験：勤続7年以上又は前法人と合わせて7年以上の実務経験のある者
技能：障害福祉の技能に該当する対象者を、サービス管理責任者とする。
・サービス管理責任者研修終了者
・相談支援従事者初任者研修修了者

(支給金額) 各サービス毎に、厚生労働省の定める福祉・介護職員等特定処遇改善加算事業実施要領に基づく支給見込金額から福祉・介護職員等特定処遇改善手当を新設し月額80,000円を支給する。その金額に対し法定福利費を控除して支払うものとする。

(支給時期及び対象期間)

支給は令和4年4月から令和5年3月の期間とし、下記の何れかに該当しないまでの期間とする。ただし、試用期間は算定から除くものとする。

- 1 加算制度が終了した場合
- 2 施設が加算の算定を辞退した場合
- 3 受給している職員が退職又は他施設へ異動した場合